

# 平成30年度新築住宅建設借入利息助成事業

日吉津村では新築住宅を取得された方に、借入利息の一部助成を行っています。日吉津村に住むことを考えておられる方は、是非この事業をご活用ください。

## 事業内容

当該新築専用住宅購入のために借入した資金の年末残高に係る利息に対し、年間上限額を30万円とし、3年間助成します。

## 対象者

- ・平成27年4月1日以降に新築の専用住宅を取得した場合。
- ・転入または村内住宅から転居して、従前の住所地と隣接しない敷地内に一戸専用住宅を新築した方。
- ・施主が平成27年4月1日現在で40歳未満のもの。
- ・床面積50㎡以上の新築専用住宅の取得であること。
- ・税金(住民税)の滞納が無いこと。

以上、すべてに該当する方。

# 助成金交付手続きの流れ

